新潟県報道資料

新潟県

平成 30 年 1 月 30 日
福祉保健部生活衛生課

水俣病特措法に基づく救済措置に係る判定が終了しましたので、結果をお知らせします

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく給付の申請について、1月26日（金）に開催した第27回新潟県判定検討会をもって、再判定も含めた全ての判定が終了しましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

《 判定結果 》

①一時金等該当	②療養費該当	①、②以外	合　計
1,829 件	140 件	110 件	2,079 件

※　これまでに受理した異議申立て92件の結果を反映済み。

※　県では、申請の結果、対象とならなかった方で希望する方に対し、年１回の健康診査及び保健指導を無料で実施しています。

本件についてのお問い合わせ先
生活衛生課　山口参事
（直通）025-280-5203　（内線）2670